

生物多様性さっぽろビジョン改定補助業務仕様書

この仕様書は、発注者札幌市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する、「生物多様性さっぽろビジョン改定補助業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

I 一般事項

1 適用範囲

- (1) この仕様書は「生物多様性さっぽろビジョン改定補助業務」（以下「本業務」という）に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約書によるものとする。
- (3) 契約書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2 用語の定義

この仕様書において「指示」「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、委託者が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、委託者と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者が委託者を經由して委託者の承諾を得ることをいう。

3 受託者の業務

受託者は契約の履行に当たって、次の事項に留意のうえ、本業務を行なわなければならない。

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、この業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- (3) 定められた期間内に業務を完了するよう、進捗の管理に努めること。
- (4) 業務の実施にあたり、契約書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るよう努力すること。

4 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の本業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

5 業務処理責任者等

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定めること。

- (2) 業務処理責任者は、契約書、図書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

6 提出書類

- (1) 受託者は、契約後、所定の様式により関係書類を委託者に遅延なく提出しなければならない。
- (2) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。

7 着手

受託者は契約締結後すみやかに業務日程表及び業務処理責任者設置についての通知を委託者に提出し、承諾を得なければならない。

8 打合せ

- (1) 打合せは本業務着手時及び本業務の主要な区切りにおいて行うものとし、その結果を記録し、相互に確認するものとする。
なお、打合せの方法は新型コロナウイルス感染防止のため、電話、メール、オンラインミーティングなどの方法も活用する。
- (2) 本業務の実施にあたって、業務処理責任者と委託者は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し相互に確認するものとする。

9 業務の完了

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出しなければならない。
- (2) 検査に際しては、成果品その他関係資料を整えておくものとし、業務処理責任者を出席させるものとする。

10 その他

- (1) この業務に関して生じる問題点については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理する。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報等を他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても、同様とし、これに係る賠償責任が発生した場合は受託者負担による。別記「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。
- (3) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 本業務の履行において使用する商品・材料、製作物等は、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき環境に配慮したものとする。

II 業務内容

1 業務名称

生物多様性さっぽろビジョン改定補助業務

2 業務目的

平成 25 年（2013 年）3 月に策定した生物多様性さっぽろビジョン（以下、「ビジョン」という。）の改定作業に伴う業務の効率化を図るため、改定ビジョン案作成に必要なデータ収集と分析、地図データの作成、改定ビジョンの文案作成等、現ビジョン改定に係る補助的な業務を委託するものである。

3 業務内容

(1) 改定ビジョン案作成に必要なデータ収集及び分析

収集が必要な情報は以下のとおり。なお、ページ数は、生物多様性さっぽろビジョン（平成 25 年 3 月策定）本文のページ数とする。

ア 札幌市内に生息する生物の確認種数、希少種数、外来種数（P30）について、策定時から変化した種数を確認し、修正を加えること。

イ 法令等による保全の指定状況（P48、図 25）の文章および図表とし、図表は変更部分についての修正を加えること。

ウ 3(2)のゾーニング図作成に必要な動植物の分布について、文献や信頼性の高いデータベース等により収集すること。把握する項目は次のとおりとする。

なお、分析項目は次のとおりとする。

ア) 環境省、北海道および札幌市レッドリスト掲載種の分布

イ) 札幌市の指標種の分布

ウ) 札幌市が令和元年度から令和 3 年度まで実施した自然環境調査結果（5 地点）

なお、札幌市が保有するデータとして、委託者より札幌市動植物データベースのデータ（約 191,000 件）を提供するので、活用すること。

エ 3(2)のゾーニング図作成に必要な動植物の分布について、文献や信頼性の高いデータベース等により情報を収集し、生物多様性ホットスポット（生物多様性が高いが絶滅危惧種が生息しているなど対策が必要な地域）について分析すること。

分析には札幌市が保有するデータとして、委託者より札幌市動植物データベースのデータを提供するので、活用すること。

また、平成 29 年度自然環境調査手法検討等業務により選定したホットスポット候補の情報（35 地点、一覧は別紙 1 のとおり）及び平成 30 年度自然環境調査業務で実施したホットスポットの選定・検証結果を参照し、効率的に分析を行うこと。

オ その他、委託者が改定ビジョン案作成に必要なとするデータについても都度、収集すること。

(2) ゾーニング図（地図データ）作成

ゾーニング図は生物多様性部会の意見に基づき、各区 1 種類ずつ、計 10 区分を作

成し、それらを統合した札幌市全体のゾーニング図を1種類作成すること。

なお、作成にあたってはArcGIS等のGISソフトを使用することとし、ゾーニング図はWebサイトでの公開に対応可能な形式とすること。

ゾーニング図作成に際しては(1)で収集、分析したデータを活用すること。

なお、ゾーニング図作成にあたってはこれまでのゾーニング(山地ゾーン、山麓ゾーン、市街地ゾーン、低地ゾーン、各ゾーンをつなぐ生態系)をより細分化し、市民が生物多様性について身近に考えるきっかけとなる、理解しやすいゾーニング案を検討することとし、ゾーニング図については生物多様性部会各委員の意見を聞いた上で別途調整を行うこと。

(3) 改定ビジョン文案の作成

改定内容を集約し、テキスト文案及び図表の作成を行う。校正回数は2回以上とする。

なお、作成したテキスト文案及び図表は、委託者と協議し承諾を得たうえ、委託者が指定する媒体により、テキスト文案及び図表はPDFファイル及びWord形式で、図表に用いた元データはjpgファイル、Excelファイル、shpファイル等にて提出すること。

4 提出書類

受託者は、下記の書類を委託者に提出し、実施内容等について報告するとともに、委託者より承諾を得ること。

(1) 報告書：1部提出

(2) 報告書及びその他改定ビジョン文案及びゾーニング図及び図表等の電子データ：CD-ROM等(PDF形式及び作成時のファイル形式)で提出

(3) 業務完了届：業務完了後直ちに1部提出

【報告書等提出先】

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課

5 業務の履行期間

契約の日から令和5年3月31日(金)まで

6 著作権等の権利

(1) 委託業務の成果物の著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。また、成果物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。

(2) 受託者は、本業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権(著作権、意匠権、商標権等)、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

(3) 委託業務の成果物に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続

き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。

- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用および責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

7 再委託

- (1) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という）してはならない。
- (2) 本業務で再委託を行う必要がある場合は、再委託を行う理由及び再委託の範囲を明確にし、事前に委託者と協議の上、書面により委託者に申請すること。ただし、再委託を行うことが本業務の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

8 問い合わせ先

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課 寺島、大熊 Tel011-211-2879

平成 29 年度検討結果（ホットスポット候補地一覧）

番号	ゾーン	調査地点	番号	ゾーン	調査地点
1	山地ゾーン	豊平峡ダム周辺	22	市街地ゾーン	月寒公園
2		春香山周辺	23		北海道大学
3		無意根周辺	24		北大植物園
4		空沼岳周辺	25		平岡公園
5		手稲山周辺	26		東部緑地
6		定山溪ダム周辺	27		中島公園
7		観音岩山(八剣山周辺)	28		大通公園
8	山麓ゾーン	札幌芸術の森	29		もみじ台緑地
9		滝野すずらん丘陵公園	30		野幌森林公園
10		豊滝市民の森	31		一条大橋付近
11		白川市民の森	32		篠路福移湿原
12		南沢市民の森	33	モエレ沼公園	
13		盤溪市民の森	34	前田森林公園	
14		西野市民の森(西野都市環境林)	35	川下公園	
15		手稲本町市民の森			
16		有明の滝都市環境林			
17		白旗山都市環境林			
18		旭山都市環境林			
19		西岡都市環境林			
20		西岡公園			
21		羊ヶ丘公園			

このうち、山地ゾーンとして無意根山、山麓ゾーンとして白旗山、市街地ゾーンとして平岡公園、低地ゾーンとしてトンネウス沼、各ゾーンをつなぐ生態系として豊平川（真駒内川合流点付近）の 5 箇所において令和元年度から令和 4 年度にかけて自然環境調査（植物、ほ乳類、両生類・爬虫類、鳥類、底生生物、魚類、昆虫）を実施している。

[別記]

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。

ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。